

監 查 事 務 局

1 監査委員の設置及び職務

(1) 設置

監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項ただし書及び第202条の規定に基づく「神奈川県監査委員に関する条例（昭和36年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）」により定数を1人増やし、5人をもって設置されている。なお、条例により、議員のうちから選任される監査委員の数は2人、識見を有する者のうち1人は常勤とするとされている。

〔 監 査 委 員 名 簿 〕

選任区分	氏名	任期	就任年月日	備考
識見(常勤)	村上英嗣	4年(2期目)	令和2年12月2日	代表監査委員
識見(非常勤)	吉川知恵子	4年(2期目)	令和5年4月1日	弁護士
識見(非常勤)	中家華江	4年(1期目)	令和4年12月1日	公認会計士
議員(非常勤)	しきだ博昭	議員の任期による	令和5年5月23日	神奈川県議会議員
議員(非常勤)	松本清	議員の任期による	令和5年5月23日	神奈川県議会議員

(2) 職務

法令の規定に基づき次の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行うこととしている。

- ア 財務監査（法第199条第1項、第4項、第5項）
- イ 行政監査（法第199条第2項）
- ウ 財政援助団体等監査（法第199条第7項）
- エ 決算審査（法第233条第2項・地方公営企業法第30条第2項）
- オ 指定金融機関等監査（法第235条の2第2項・地方公営企業法第27条の2第1項）
- カ 例月出納検査（法第235条の2第1項）
- キ 基金運用審査（法第241条第5項）
- ク 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）
- ケ 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）
- コ 事務監査のための直接請求による監査（法第75条第1項）
- サ 議会の請求による監査（法第98条第2項）
- シ 知事の要求による監査（法第199条第6項）

ス 住民監査請求による監査（法第 242 条第 1 項）

セ 職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項・地方公
営企業法第 34 条）

2 監査事務局の分掌事務

総務課

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 情報公開、情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (5) 監査委員の告示、訓令等に関すること。
- (6) 予算、決算等に関すること。
- (7) 財産の管理並びに物品の出納及び保管に関すること。
- (8) 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事及び研修に関する
こと。
- (9) 事務局職員の給料その他の給与、旅費等に関すること。
- (10) 監査委員協議会に関すること。
- (11) 監査事務の総合的企画及び調査研究に関すること。
- (12) 監査等の計画に関すること。
- (13) 決算審査意見書の調製に関すること。
- (14) 請求監査及び要求監査に関すること。
- (15) 職員の賠償責任に係る監査に関すること。
- (16) 外部監査人の行う監査に関すること。
- (17) 健全化判断比率等審査に関すること。
- (18) 内部統制評価報告書審査に関すること。
- (19) 監査等の結果に関する報告・勧告及びその公表、意見の提出並びに措
置状況の公表の立案及び執行に関すること。
- (20) その他事務局内他課の主管に属しないこと。

監査課

- (1) 財務監査に関すること。
- (2) 行政監査に関すること。
- (3) 県が財政的援助を与え、出資し、若しくは借入金の元金若しくは利子
の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者又は県が
公の施設の管理を行わせているものの監査に関すること。
- (4) 例月出納検査に関すること。

- (5) 決算審査に関すること。
- (6) 指定金融機関等監査に関すること。
- (7) 基金運用審査に関すること。
- (8) 監査等の結果に関する報告・勧告及びその公表、意見の提出並びに措置状況の公表の立案に関すること。

3 職員の配置状況

令和5年6月1日現在

職員の種類	事務局長	書 記	計
区 分			
事 務 局 長	1		1
総 務 課		12	12
監 査 課		28 ④	28 ④
合 計	1	40 ④	41 ④

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載

2 ○内は、再任用職員を内数で示す。

4 事務事業の概要

「監査等実施要領」の定めるところにより、次の監査等を行っている。

(1) 財務監査

ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される事業の管理について監査するもので、あらかじめ年間計画を定め、これに基づき具体的な個別計画を策定の上、本庁各室課及び出先機関各所を対象として実施する。

イ 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行について、臨時に監査する場合など、必要があると認めるときに実施する。

(2) 行政監査

組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般について事務の合理化、効率化、法適合性等の観点から監査するもので、財務監査（定期監査）と併せて実施するほか、必要があると認めるときに実施する。

(3) 財政援助団体等監査

県が補助金、交付金、貸付金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、県が受益権を有する不動産の信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体について、当該財政的援助、出資、保証、信託又は管理の業務に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、財政援助団体等監査に係る実施箇所の選定方針に基づき監査実施団体を選定し、実施する。

(4) 決算審査

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、決算計数（財産に関する調書を含む。）の正確性、予算管理及び決算整理の的確性、事業の経営管理の状況等の事項について審査を行い、意見書を知事に提出する。

(5) 指定金融機関等監査

指定金融機関等が取り扱う県の公金の収納又は支払の事務について監

査するもので、必要があると認めるときに実施する。

(6) 例月出納検査

毎月、月間における現金の出納及び保管に係る事務処理の適否、出納計数の正否について、会計管理者所管、公営企業管理者所管、知事所管に区分し、検査を実施する。

(7) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき健全化判断比率等の正確性等について審査するもので、知事から当該比率等及び関係書類の提出を受けて審査を行い、意見書を知事に提出する。

(8) 内部統制評価報告書審査

知事から提出される内部統制評価報告書について審査するもので、知事による内部統制に係る評価手続及び評価結果の適否等の事項について審査を行い、意見書を知事に提出する。

(9) 住民監査請求に基づく監査

県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出などの財務会計上の行為や財産の管理等を怠る事実があると認められる場合に、当該行為の防止、是正、あるいは怠る事実を改め、又は県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める県民からの監査請求に基づき、監査を実施する。

(10) その他の監査等

上記に掲げるもの以外の監査及び審査については、その必要性又は請求（要求）の内容等を検討し、監査（審査）事項、方法等をその都度、監査委員の協議により定めて実施する。

また、外部監査制度の実施に関し、包括外部監査契約締結の際等の意見の提出、外部監査人補助者選任の際等の協議、監査結果の公表等を行う。

(参考) 令和5年監査等実施計画

区 分		箇 所 数	備 考
財務監査(定期監査)及び当該監査と併せて実施する行政監査	本庁機関	197	全機関を対象として実施
	出先機関	352	
	計	549	
財政援助団体等監査		28	実施箇所の選定方針に基づき実施
例月出納検査		3	会計管理者所管 公営企業管理者所管 知事所管
合 計		580	

5 予算の概要

(一般会計)
歳入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額	
諸収入				50	
	立替収入			50	
		総務 立替収入			50
				監査委員費立替収入	50

歳出

(単位 千円)

款	項	目	事業名	予算額	
総務費				428,116	
	監査委員費			428,116	
		委員費			35,432
			1	委員報酬・給与費	34,912
			2	監査運営費	520
		事務局費			392,684
			1	給与費	386,563
	2		事務局運営費	6,121	

